

津市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する要綱

平成18年1月1日訓第140号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における行旅病人及び行旅死亡人の取扱いについて、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(扶養義務者等への引取通知)

第2条 市長は、行旅病人若しくはその同伴者又は行旅死亡人の同伴者（以下「被救護者」という。）を救護したときは、遅滞なく被救護者の扶養義務者又は同居の親族に対し、引取期間を指定し、かつ、被救護者の状況を付して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により引取りを行うべき旨を通知した場合において、被救護者の扶養義務者又は同居の親族が被救護者を引き取る必要がなくなったときは、直ちに当該被救護者の扶養義務者又は同居の親族に対し、その旨を通知するものとする。

(領事への通知)

第3条 市長は、外国人である行旅病人、行旅死亡人又はそれらの同伴者に対し救護等を行った場合は、その所属国の領事に通知を行い、その引取り等について協力を求めるものとする。

(留置救護)

第4条 市長は、被救護者が重症であるなど特別の事情があるため、被救護者の扶養義務者又は同居の親族が第2条第1項の規定による通知により指定した期間内に被救護者を引き取ることができない場合において、被救護者又はその引取りを行うべき者からの請求があるとき、又は市長が必要があると認めるときは、相当の期間を指定して被救護者の留置救護を行うことができるものとする。

(送還)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族に被救護者を送還することができるものとする。

(1) 被救護者の引取りを行うべき旨を通知した扶養義務者又は同居の親族が

指定期間内に被救護者を引き取らない場合

(2) 被救護者又は引取りを行うべき者から前条の留置救護の請求があった場合において、特別の事情があると認められない場合

(3) その他前条の留置救護を行う必要がないと認める場合

(三重県に対する通知)

第6条 市長は、被救護者について、扶養義務者又は同居の親族がいないとき、又は明らかでないとき、その他被救護者の引取者がいないときは、被救護者の状況を付して、三重県に対し被救護者の引取りを行うべき旨を通知するものとする。

(施設等への委託)

第7条 市長は、被救護者の救護を適当な施設又は私人に委託することができるものとする。

(費用弁償請求手続)

第8条 市長は、被救護者の救護に要した費用の弁償を被救護者若しくは扶養義務者に請求するとき、又は行旅死亡人の取扱いに要した費用の弁償を相続人若しくは行旅死亡人の扶養義務者に請求するときは、本市が支弁した費用の計算書を添付するとともに、納入期限を指定するものとする。

(三重県への請求)

第9条 市長は、被救護者から救護に要した費用の弁償がなされない場合であって、扶養義務者がいないとき、又は明らかでないとき、その他扶養義務者から当該費用の弁償を得ることができないときは、本市が支弁した当該費用の計算書を付して、三重県に対して当該費用の弁償を請求するものとする。

(公告期間)

第10条 市長は、法第9条の規定により津市公告式条例（平成18年津市条例第6号）に規定する掲示場に告示するときは、30日以上これを掲示するものとする。

(通知事項)

第11条 市長は、行旅死亡人に関して相続人又は行旅死亡人の扶養義務者若しくは同居の親族に通知するときは、行旅死亡人の状況、相ぼうその他本人の認識に必要な事項を通知するものとする。

(遺留物件の処分)

第12条 市長は、行旅死亡人の取扱いに要した費用については、その遺留の金銭又は有価証券をもって充て、これをもってしても足りない場合であって、

相続人及び行旅死亡人の扶養義務者がいないとき、又は明らかでないときは、最初に法第9条の規定による公告を行った日から起算して60日以上経過した後、行旅死亡人の遺留物品を売却してその費用に充てるものとする。

2 市長は、法第9条の規定による公告を行わなかった行旅死亡人及び当該公告後、相続人又は行旅死亡人の扶養義務者が明らかになった行旅死亡人については、その取扱いに要した費用の弁償を得ることができなかった場合は、直ちにその遺留物品を売却することができるものとする。

3 前2項の場合において、行旅死亡人の遺留物品を売却することができる限度は、その取扱いに要した費用の弁償額に達するまでとする。

4 市長は、行旅死亡人の取扱いに要した費用として有価証券及び見積価格が一定額以下の物件をもって充てるときは、競売に付することなく処分できるものとする。

5 市長は、行旅死亡人の遺留物品を売却してもなお費用の弁償額に足りないときは、三重県に対して計算書を付してその不足額を請求するものとする。

(繰替支弁費目)

第13条 本市が、被救護者の救護又は行旅死亡人の取扱いを行った場合に、市費をもって一時繰替支弁を行う費用の範囲は、三重県が定めるところによるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する要綱(昭和62年4月1日施行)又は行旅病人及び行旅死亡人取り扱い要綱(昭和62年美杉村要綱第3号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。